

平成19年第2回糸魚川市議会臨時会会議録 第1号

平成19年5月18日(金曜日)

議事日程第1号

平成19年5月18日(金曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 港湾交通対策について
- 日程第5 行政改革調査推進について
- 日程第6 議案第59号から同第61号まで
- 日程第7 議案第62号から同第65号まで
- 日程第8 常任委員会委員の選任について
- 日程第9 発議第4号
- 日程第10 議会運営委員会委員の選任について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 港湾交通対策について
- 日程第5 行政改革調査推進について
- 日程第6 議案第59号から同第61号
- 日程第7 議案第62項から同第65号まで
- 追加日程第1 議長の辞職許可について
- 追加日程第2 議長選挙
- 追加日程第3 副議長の辞職許可について
- 追加日程第4 副議長選挙
- 日程第8 常任委員会委員の選任について
- 日程第9 発議第4号
- 日程第10 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第5 議席の一部変更について

応招議員 29名

出席議員 29名

1番	甲村	聰君	2番	保坂	悟君
3番	笠原	幸江君	4番	渡辺	重雄君
5番	中村	実君	7番	平野	久樹君
8番	田原	実君	9番	五十嵐	哲夫君
10番	松尾	徹郎君	11番	保坂	良一君
12番	高澤	公君	13番	倉又	稔君
14番	久保田	長門君	15番	大滝	豊君
16番	斉藤	伸一君	17番	伊藤	文博子君
18番	伊井澤	一郎君	19番	鈴木	勢子君
20番	猪又	好郎君	21番	古畑	浩一君
22番	五十嵐	健一郎君	23番	山田	悟君
24番	池亀	宇太郎君	25番	大矢	弘君
26番	畑野	久一君	27番	野本	信行君
28番	関原	一郎君	29番	新保	峰孝君
30番	松田	昇君			

+

+

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市長	米田	徹君	副市長	栗林	雅博君
収入役	倉又	孝好君	総務企画部長	本間	政一君
市民生活部長	小林	清吾君	建設産業部長	渡辺	和夫君
総務課長	田村	邦夫君	総務企画部次長	織田	義夫君
能生事務所長	小林	忠君	企画財政課長	山崎	利行君
市民課長	金平	美鈴君	青海事務所長	小掠	裕樹君
市民生活部次長	荻野	修君	福祉事務所長	田鹿	茂樹君
健康増進課長	早水	隆君	商工観光課長	神喰	重信君
農林水産課長	岡田	正雄君	建設産業部次長	細井	建治君
新幹線推進課長	吉岡	隆行君	建設課長	小松	敏彦君
消防長	黒坂	系夫君	ガス水道局長	月岡	茂久君
教育委員会教育総務課長			教育長		
			教育委員会学校教育課長		

教育委員会教育次長
生涯学習課長
中央公民館長兼務
市民図書館長兼務
勤労青少年ホーム館長兼務

山 岸 洋 一 君

教育委員会文化振興課長
歴史民俗資料館長兼務
長者ヶ原考古館長兼務

山 岸 欽 也 君

監査委員事務局長 七 沢 正 明 君

事務局出席職員

局 長 齊 藤 隆 嗣 君
主 査 松 木 靖 君

副 参 事 猪 又 功 君
主 任 主 事 保 坂 英 樹 君

午前10時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより平成19年第2回糸魚川市議会臨時会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、14番、久保田長門議員、23番、山田 悟議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（松尾徹郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る5月11日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大矢 弘議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢委員長。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

おはようございます。

去る4月23日、5月11日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました平成19年第2回市議会臨時会に提出されました議案は、お手元に配付されております議案書のとおり専決処分の承認を求めることについての7件であります。

協議の結果、これら7議案につきましては、本日、委員会付託を省略し、即決でご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

また、会期及び日程につきましては、会期は本日5月18日1日間とし、日程については、お手元に配付の日程とすることで意見の一致を見ております。

次に、委員長報告について、総務財政常任委員長及び文教民生常任委員長より、閉会中の所管事項調査について委員長報告を行いたい旨の申し出があり、また、港湾交通対策特別委員長及び行政改革調査推進特別委員長から、結審報告したい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議として、発議第4号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを本日の日程事項とし、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

なお、4月23日の議会運営委員会では、委員会等議会構成の改正についてと、特別委員会について協議を行っております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3．所管事項調査について

議長（松尾徹郎君）

日程第3、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、総務財政常任委員会並びに文教民生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

おはようございます。

去る5月9日に総務財政常任委員会を開会し、地域情報化の推進について、市民への説明資料についての所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

担当課長より、市長と地域住民が直接懇談する住民懇談会を5月末から昨年同様15カ所程度開催する予定であり、地域情報化について説明をしたいと考えている。

市民への説明資料については、当委員会から事前チェックを行うということであったことから、議会構成が再編される間近ではあるが、現在の当委員会のメンバーからチェックしてもらうのが最良であると考え、開会を要請させてもらったとの説明の後、担当より、資料に対する説明を受けております。

委員より、専門用語が多く一般市民にはわかりづらい。また、情報化とは何か、情報基盤整備とはどういうことか等、わかりやすい説明が必要ではないかとの質問に、紙面のスペースの問題があるが、言葉などでボリュームをつけて説明したい。また、情報化の方向性というものは新年度の予算にもあるので、次のステップの段階で、わかりやすく映像などを利用して説明したいと考えているとの答弁。

昨年の住民懇談会の参加者が少なかったが、その反省を踏まえた今回の取り組みについては、区長会、公民館長会議などの協議会などに相談をするとの答弁がありました。

なお、委員よりの意見として、情報基盤整備がなぜ必要なのかということ、しっかりと理解してもらうことが一番大事なのではないか。

今は幼稚園の時代から、パソコンを教えているようなところもある。説明会に集まってくる方々が高齢者ならば、あなた方の子供の時代、あるいは孫の時代に必ず必要なものであるということの説明していかなければならない。そこから始めるべきであると思う。

いろいろなシステムがあるが、このサービスを開始したら、これだけよくなったと理解してもらえるようにすることが行政の仕事であろう。あれだけ投資して、こんなに便利になったと思わせるのが行政の仕事だと思う。

今の段階で両方のシステムを比較して、ああだこうだと言ってもわかる人はほとんどいないから必要ないと思う。

今の社会で何が必要なのか、何のためにこれだけ必要なのかということ、その後は行政の努力のサービスの仕方、こんなに便利になったのだと思わせることが大事である。今の段階で、どちらのシステムがよいということ、それをわからせることが大事ではない。そこら辺をはき違えないようにして、しっかりと説明してもらいたいとの発言があり、市長より、今回はあくまでも現状に至った経過、そして情報化についての説明をさせてもらうが、行政サービスのこれからの対応

というものを、もう一度行政としても再検討する中で、どういうものをこれから取り組んでいけるかということを確認をし、情報基盤整備により行政がどのようなサービスができるかということ、市民に知らしめていきたいと思っているとの答弁がありました。

なお、資料の内容について数多くの指摘がありましたが、時間制約もあり、指摘した委員と担当がすり合わせを行うこととなり、委員会を終結しております。

以上で、総務財政常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、倉又 稔文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

文教民生常任委員会では、閉会中の3月29日に所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果について報告いたします。

調査は健康づくり施設、（仮称）健康づくりセンター基本設計について机上で行いました。

これについては本年1月30日に調査を行っており、その後、実施設計に入る前にいま一度調査事項として取り組みたいところでしたが、2月以降、他の委員会や議会本会議により日程が取れなかったこと。また、定例会中の調査は予算の事前審査になりかねないことなどにより、年度末ではありましたが行いました。

健康づくりセンター基本設計の施設計画は、子供から高齢者までの健康づくりの課題に対応する拠点施設と位置づけ、これに対する本市における健康づくりの主要課題は、1、生活習慣病の予防改善、2、子供の体力づくりと望ましい生活習慣の確立であるとしています。

また、親子ふれあい室の設置目的は、乳幼児の健康づくり及び子育て支援であり、設置理由は、1、親子の健康づくりの推進、健康づくりセンター利用者の託児機能など、健康づくりセンターとその相互利用、相乗効果が期待できる。2、単独で建設するより効率的、3、総合福祉会館では子育て支援のためのスペースが確保できないとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑は、健康づくりセンターの建設目的が焦点となりました。健康づくりに子育て支援という要

素が途中から加わった経過を求めたことに対し、健康づくりの主要課題を考えたとき、この施設に親子が天候の悪いときでも自由に来て遊んだり、簡単な運動ができるということで、子育て支援センター的な発想も入れ、基本設計に盛り込んだ。

また、この施設は親子がふれあいながらいろいろな体力づくり、運動づくりの必要性を学んでもらい、楽しく日常生活の中に取り入れられるというような生活習慣を、培ってもらえるスペースとして考えているとの答弁でした。

車いすごとプールに入る利用について検討したかとの問いには、車いすの介護については今考えている設計では不可能である。車いすの方がここを使用するとすると、介護者は最低でも2人は必要と思う。介護者がいれば、この施設は十分に使用できるものと思っているとの答弁でした。

施設全体の考え方として、厚生労働省の認定施設となることはできるかとの問いに、厚生労働省の健康増進施設の認定については、指定運動療法施設というものもあり、健康増進施設よりもランクが上の施設である。これはスポーツ医の処方せんに基づき、施設を利用した場合は所得税の医療費控除の対象になるなどのもので、この施設はスタッフ、ソフトを考えたときに認定施設になることができる施設であると思っており、認定施設にすることにより健康づくりの推進が図れるものであれば、そのような方向で行いたいとの答弁がありました。

健康づくりセンターを建設する際に、スタジオはできれば3室欲しいが、少なくとも2室ないとセンターとしての機能が果たせないのではないかとこの質問に、この施設は貸し館ではないので、1週間の計画をつくり教室という形で計画的に使用して、ここで育った人たちがそれぞれの地域で、自主的な活動をするための施設と考えている。教室として運営するというので、スタジオは1つとなっているとの答弁でした。

親子ふれあい室を設置することには反対ではないが、このスペースを利用する時間が平日は午前9時から午後4時までと限られている。利用しない時間は、その他の利用と言うが、目的を持って特化してつくったものは、他で利用するには使いにくい面がある。親子ふれあい室のようなものを単独で建設するより効率的であると言うが、果たして効率的であるか疑問があるとの問いに、親子ふれあい室については、夜間空いてるときには健康づくりに使用する考えでいる。単独でつくるよりは併設でつくった方が、建設費の面も含め効率的であるとの答弁でした。

健康づくりという軸足は1つと言いながら、かなり利用者が限定される施設となるのではないかと。糸魚川市全体の健康づくりセンターを建設するというのではなく、健康づくりセンターもつくるが子育て支援センターもあわせてつくるといふことなのかとの問いに、この施設は糸魚川市民全員が使用する施設であり、糸魚川市民の健康づくりをする施設ということが軸になっている。また、現在市内に2つある子育て支援センターは青海、能生地区からの利用者があり飽和状態になっているので、健康づくりセンターの中に子育て支援センター的機能を併設することにより、効率的、効果的な支援ができるという認識であるとの答弁でした。

海洋深層水を浴槽やプールで使用するということについては、非常にコストがかかるということで、現状では真水による施設運営をしていきたいとのことでした。

限られたスペースの中で施設の中身を欲張り過ぎて、施設の機能を落とさないよう考慮して実施計画に臨んでほしい旨の意見がありました。

このほかにも精力的かつ活発な質疑、意見が多数ありましたが、特段報告すべきことはありませ

ん。

以上、文教民生常任委員会の所管事項報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第４．港湾交通対策について

議長（松尾徹郎君）

日程第４、港湾交通対策についてを議題といたします。

港湾交通対策特別委員会に付託中の本件については、調査を終了しておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

畑野久一港湾交通対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野委員長。〔２６番 畑野久一君登壇〕

２６番（畑野久一君）

おはようございます。

港湾交通対策特別委員会の結審報告を行います。

まず、結審報告に入る前、昨年１２月４日、１２月定例議会初日に３回目の中間報告を行っておりますので、その後の主な経過についてご報告いたします。

特別委員会は１月２３日、２月２２日、４月１９日にそれぞれ開催し、４付議事件の経過と、今後の取り組みについて担当課より資料に基づき説明を受け、活発な論議を交わしています。

特に、北陸新幹線系魚川駅舎及び駅周辺整備計画案と、地域高規格道路松本系魚川連絡道路の市内ルート計画案に重点を置き、机上及び現地調査を行いました。

また、１月１９日には特別委員全員で鉄道運輸機構の長野建設局を訪ね、平田、松橋、河野各次長から、北陸新幹線長野能生間の工事進捗状況について説明を受け、難航している延長２２キロメートルの飯山長大トンネルの貫通は、１９年度中見込みと聞いてきました。その後、長野県庁に腰原長野県副知事、北安曇郡選出の宮澤敏文県議を訪ね、昨年夏の知事選挙で村井県政の誕生と、腰

原前大町市長の副知事就任に伴う松糸道路の今後の取り組みについてお聞きしたところ、長野県は起点問題の方向づけと並行して、当面は高速交通網のない大町以北に力点を置きたいこと。さらに腰原副知事及び宮澤県議とも松糸道路のほかJR大糸線の存続、国道148号小谷道路の改良、姫川砂防の推進など、当糸魚川市とは一層の連携強化が必要と強調されていたことを、この際、ご報告いたします。

次に、19年度国及び県予算関係では関係者の努力が実り、北陸新幹線、糸魚川東バイパス、姫川港関係のいずれも対前年を上回る事業費が確保されたことは大変喜ばしく、特別委員会としても今までの取り組みの1つの成果と思っているわけでございます。

次に、結審報告に移ります。

平成17年3月19日、1市2町が合併し、新糸魚川市が誕生したことを受け、米田市長のもとで新市政がスタートし、当市議会も市民の負託を受け、当市発展の基盤とも言える北陸新幹線の建設促進、松糸道路の整備区間への昇格、姫川港の整備推進、糸魚川東バイパスの早期完成を付議事件とする港湾交通対策特別委員会を、13名の委員をもって平成17年6月27日に設置されました。

いずれの付議事件とも、国・県などが事業主体となる極めてビッグプロジェクトでありましたが、各委員の積極的な取り組みと、米田市長、栗林副市長をはじめとする担当部・課職員のご協力をいただき、一定の成果をおさめることができたと判断し、結審するものであります。

まず、主な取り組み実績についてご報告を申し上げます。

(1) 特別委員会の開催。

平成17年6月27日から平成19年4月19日まで、先進地視察、県への要望活動を含め、合計19回開催しております。

(2) 先進地視察、5回実施しております。

- ・平成17年11月9日、10日、青森県八戸市、岩手県一関市へ、リサイクルポートと新幹線駅周辺整備。
- ・平成18年5月9日、上越市と長野県飯山市へ、高規格道路と新幹線関係。
- ・平成18年8月7日、黒部市へ、国道8号入善黒部バイパスと新幹線関係。
- ・平成18年11月7日、8日、山形県酒田市、新庄市、米沢市へ、港湾整備と新幹線駅周辺整備。
- ・平成19年1月9日、鉄道運輸機構北陸新幹線建設局へ、新幹線関係。また、同日、長野県庁へ、腰原副知事ほかへ松糸道路で訪ねております。

(3) 要望活動、4回実施しております。

- ・平成17年9月1日、新潟県庁へ、川上副知事ほか関係部局長、
- ・平成17年10月4日、国土交通省北陸地方整備局へ、柳川局長ほか関係部長へ、
- ・平成18年7月11日、新潟県庁へ、金子土木部長、内山港湾空港交通局長ほか、
- ・平成18年9月1日、国土交通省北陸地方整備局へ、須野原局長ほか関係部長へ、要望活動を行っております。

(4) 情報収集活動、19回実施しております。

国土交通省高田河川国道事務所へ合計11回、鉄道運輸機構北陸新幹線建設局、これは長

野なんです。1回、鉄道運輸機構北陸新幹線第二建設局、これは富山ですが2回、長野県小谷村議会へ2回、長野県飯山市議会へ1回、富山県黒部市議会へ2回行ってあります。

(5) 意見交換会、1回。

東バイパスの関係について、18年4月14日、全委員と関係地区住民、あるいは産業界代表等と、東バイパスの建設促進で意見交換会を行っております。

次に、各付議事件の主な取り組み成果と今後の課題について、要点を絞ってご報告をいたします。

1. 姫川港貨物取扱急増に伴う整備計画の早期完成。

[取り組みの成果]

港湾整備事業費は近年、年14億円ペースで推移してきましたが、公共事業予算の厳しい中で、平成18年度は16億円の確保が実現した。

港湾機能のアップと環境整備を目指した緩衝緑地の確保に対し、平成18年に2,470万円の調査費がつき地元協議に入りました。

19年度の港湾整備事業費は14億2,000万円のほか、2月補正の4億円を含めると、実質18億2,000円と大幅に伸びました。また、緑地関係では用地買収、補償調査などで8,400万円を確保いたしました。

港湾整備に伴い貨物取扱量は、平成17年、563万トン、18年は556万トンと、全国地方港湾屈指の港と高く評価されております。

[今後の課題]

平成20年度から大型船舶への対応として着手予定の西埠頭2号、3号岸壁新設工事に当たって、搬出可能砂礫の糸魚川海岸への活用を視野に入れた検討をしていただきたい。

港湾の長期的整備計画と糸魚川海岸の利活用から、かねての課題である港湾区域の東側への変更について、具体的に組み込んでいただきたい。

現在進めている埠頭用地造成以降、姫川港の背後地として唯一残された南側の用地確保に向け、新幹線工事も進んでいることから早急に具体的計画の詰めを行うべきである。

2. 糸魚川東バイパス押上梶屋敷間の早期完成。

[取り組みの成果]

平成18年度の東バイパス予算は24億円余りと従来より大幅に伸び、用地買収、物件補償はほぼ完了の状態となり、梶屋敷横断ボックス、市道横道線付け替え、大和川地区地盤改良工の推進のほか、新たに田伏地区にて市道水路横断ボックスに工事着手した。

平成19年度の東バイパス予算は25億1,000万円と前年を上回ったことから、念願の田伏トンネル工事着手のほか、田伏大和川地区でも工事が本格化した。これに伴い去る5月10日、かねて早期発表を要望しておりました梶屋敷大和川間1.8キロメートルについて、平成21年度、暫定供用が、高田河川国道事務所長より正式発表され、我々としては大きな成果を得ることができました。

東バイパス事業が新糸魚川市の主要課題との認識を、たび重ね上級機関へ要請したことから、国土交通省高田河川国道事務所管内の最大の事業としての位置づけを確保した。

[今後の課題]

梶屋敷大和川間1.8キロメートルの暫定供用時期の正式発表に伴い、関連する県道西中

糸魚川線の接続工事の促進にぜひ結びつけていただきたい。

本来の1期計画区間であり、既に用地物件補償が完了している前川押上間1.3キロの早期工事着手への働きかけを強めるべきである。

また、2期計画区間である梶屋敷間脇間についても難工事が予測されるほか、浦本地区住民の期待と関心が高いことから、工事計画の検討を早めるよう上級機関へ働きかけるべきである。

3. 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路市内区間の整備区間への昇格。

[取り組みの成果]

松系道路の今後の展開等について、沿線地区を中心に懇談会、ワークショップ方式及び説明会を合計8回、延べ257名の参加を得て開催した。

国道148号の利用と松系道路への期待について、市民1,000人を対象に県と市が共同アンケート調査を実施し、松系道路整備への期待の高さが判明した。

19年に入って県より複数案とはいえ、平岩付近から糸魚川インターチェンジ間のルート案が示され、現地及び机上調査を行い、当市の意向集約が可能となった。

[今後の課題]

長野県政の交代により、松系道路整備促進への機運が相当盛り上がっていることから、両県の一層の連携強化に取り組む必要がある。

松系道路の早期整備は、当市の交通ネットワークの根幹を形成するとともに、観光を含めた産業振興の基盤ともなることから、当市の主要課題として位置づける必要がある。

当面は平岩根知間の整備区間への昇格と、根知糸魚川間のルート設定に対して市民合意を早急に図る必要がある。

4. 北陸新幹線建設促進と地域振興策の調査研究でございます。

[取り組みの成果]

平成19年度の長野金沢間の事業費は対前年16億円増となり、842億円確保されたことから、糸魚川駅高架橋及び横町、寺島高架橋工事が平成19年度中に発注予定となりました。

市道糸魚川駅南線、いわゆるシンボルロードは、工事利用も念頭に進めた結果、用地、物件とも関係者の協力によりほぼ完了のめどがつき、19年度は一部工事着手できる見込みとなった。

糸魚川駅周辺整備計画について関係諸団体との話し合いを進めたが、事業費の軽減化を図るため橋上駅舎、タウンセンター、広場面積の確保などさらに検討を深めることとなった。

駅舎デザインについては、大筋意思統一が可能となった。

[今後の課題]

北陸新幹線の金沢まで暫定供用前倒しの鍵となる事業費の大幅増を図るため、関係諸団体との連携をさらに密に運動を強化すべきである。

現在、発注時期が未確定となっている横町地区及び田海地区のJRとの交差点について、早期発注を積極的に働きかけ、1日も早く市内全線での工事着手と建設促進を図るべきである。

新幹線系魚川駅開業は、当市のまちづくりと交通の流れに一大変革を伴うことから、駅舎及び駅周辺計画の詰めを図るため、議会をはじめ関係諸団体との連携と庁内挙げての取り組み強化が必要である。

以上で、当特別委員会として2年弱の短い期間でありましたが、付議4事件の成果と課題を報告させていただきます。

終わりに当たり、一言述べさせていただきます。

前述したとおり、4付議事件は当市の産業、生活、都市基盤整備などの根幹をなす重要課題であるとともに、その事業主体が国、県、鉄道運輸機構など上級機関であることから、私のあらゆる人脈を駆使し、要望活動、調査活動を積極的に展開してきました。特に、川上新潟県副知事、腰原長野県副知事、柳川前、須野原現国土交通省北陸地方整備局長に直接要望することができ、成果を上げたと思っております。

ただ、4付議事件とも前進したとはいえ、目的達成まではいまだ道半ばであり、今後の取り組み展開に必ずや結びつくものと確信しております。

ここに改めて、特別委員各位のご協力に対し心から感謝を申し上げるとともに、松尾議長、米田市長、栗林副市長、担当部・課長、天井、小川、宮澤両県議会議員及び議会事務局の支援に、特別委員会を代表し心から感謝とお礼を申し上げ、港湾交通対策特別委員会の結審報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については委員長報告のとおり了承し、港湾交通対策特別委員会を結審することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承し、結審することに決しました。

日程第5．行政改革調査推進について

議長（松尾徹郎君）

日程第5、行政改革調査推進についてを議題といたします。

行政改革調査推進特別委員会に付託中の本件については、調査を終了しておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一行政改革調査推進特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔21番 古畑浩一君登壇〕

21番（古畑浩一君）

おはようございます。

それでは、これより行政改革調査推進特別委員会結審の報告をさせていただきたいと思えます。

去る4月12日及び5月10日に、行政改革調査推進特別委員会を開催しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

行政改革調査推進特別委員会は、平成18年第4回定例会において中間報告を行っておりますが、本年第1回市議会定例会の中で、平成19年度から平成21年度までの分の糸魚川市行政改革実施計画が行政側から示されましたことから、これまでの委員会審議の中で指摘事項、意見、要望が実施計画の中においてどのように反映されているかを審議いたしております。

審議の主な項目は、(1)実施計画の重点事項について、(2)財政運営について、(3)職員の定員適正化計画について、(4)指定管理者制度についてであります。

(1) 実施計画の重点事項について

事務事業、公共施設の適正な民間委託等の検討対象において、保育園、幼稚園の果たす重要な子育て機能については、行政としての責任において十分な検討のもとに方向を出すべきである。

現実には、合併以前の諸事情から、同じ市でありながら官民混在した運営形態となっている。保育園、幼稚園の民営化については、状況を踏まえながら慎重な検討を望むものである。補助金、負担金の見直しについて。

市では数多くの補助金、負担金を支出していることから見直しを図り、大幅減額するとしております。補助金、負担金については、その目的、用途は複雑に分類されており、今回対象となる補助金、負担金の総額は、平成17年度決算では約14億7,700万円、扶助費の中では16億円程度と見込まれるが、数字的には確実な把握はできておりません。

市民生活に密着した補助金も多いことから、一律に減額することや一挙にやることは避けたい。前年度の実績報告を見ながら調査を始めたいと考えている。関係部署では見直し検討をする項目の拾い出しを、19年度の補助金交付の段階から始めたいと考えているとの方針に対し、委員会では、現状の財政事情から補助金、負担金の削減はやむを得ないとするが、生活と密着したものや団体の存続にかかわるものなど、総論では賛成できても各論において市民の理解を得るには難しいことが予測される。

補助金、負担金の削減は、本年度からの見直しとなるため、本委員会では具体的な事例については審査できないが、行政がまず身を切る範を示し、理解を求めると考える。

協働によるごみ減量対策の推進、有価物集団回収交付金について。

有価物集団回収奨励事業を平成19年度に廃止することについては、市民の中で分別作業というものが浸透してきておるので、奨励金自体の意義は果たしたという考え方が基本にある。実施計画どおり20年度は廃止したいという方針である。

奨励金の交付金額としては、18年度の決算では300万6,590円、青海地域では150万4,042円、糸魚川地域では89万881円、能生地域では69万1,667円である。16、17年度に単価の高かった青海地域では、18年度では100万円くらいの減額となっている。

委員会としては、合併以前の協議内容も踏まえ、格差の是正や教育的効果、地域貢献、または地域親睦、交流というさまざまな側面があることから、継続要望が強い。教育委員会を中心に、協議事項として前向きな検討を要請し、実施計画では廃止する方向で検討すると明記してあるが、なお教育現場につきましては、それぞれの教育的観点から個々に定める、またはこの中には含まれないとするなどの配慮を願うものである。

中央公民館体制の検討について。

合併時の懸案事項となっていた公民館体制の整合性については二面性があり、公民館の前提として、法的には社会教育法で必置である。したがって、根知地区公民館をコミュニティの方向に再編するというのではない。現公民館30館、将来的には33館をコミュニティ化する。その場合、公民館そのものがなくなってしまうので、公民館については中央公民館化をする。必要であれば、能生地域、青海地域に分館を置き、全体としての公民館活動をそこで集約するという考え方がある。

公民館をコミュニティセンター化するという意味合いは、30館ないし33館の現行の公民館を、地域づくりや地域コミュニティに軸足を置くことにより、地域づくり、小さな自治の促進につなげたい。再編をして混乱を起こすということが危惧されるが、現行の公民館の区割りの中でやっていくということと、その公民館がコミュニティに移行したとき、公民館そのものがなくなるということで、この表現では中央公民館という言葉を使っているということである。

委員会では、公民館制度は合併以来5年の据置期間をもって、見直しと統一を図っていくという合併条件の中で進んできたが、行政としてはそれを前倒しして19年度に見直し、20年度で施行するという方針である。各地域での公民館活動は、その組織形態、運営形態が大きく異なり、合併時に調整不能となっていた。公民館活動は住民自治や活動に密接にかかわり、およそ2億円近い金額の維持費、補助金という形で出ている金銭問題や、糸魚川地域における公民館に常駐している主事、副主事の問題、職員の配置など、解決しなければならない課題が山積している。効率化を求めるあまり地域切り捨てとなることが危惧され、調整は難航が予想されることから、より市民理解を得るよう協議を重ね、慎重に進めるよう要望する。

(2) 財政運営について

長期財政計画の見直しと実質公債費比率について。

行政改革の実施計画では、平成21年度に実質公債費比率17%以下としている。これは総合計画の基本計画の中で、平成23年度の目標指数を17%以下としているためであるが、実際、シミュレーションをしてみると17%以下は厳しい状況である。将来推計では、平成21年度では単年度で17.6%、3カ年平均でも17.6%である。さらに今後、平成22年度以降、18%という数字になると推測される。実質公債費比率17.6%をできるだけ17%に近づける財政運営を図

るために、具体的に、

- 1、合併特例債や過疎債、辺地債等の優良債を優先的に活用する。
- 2、過去の借入金の中で、利率の高いものを中心に、できるだけ繰上償還を実施していく。
- 3、各事業を選択と集中で事業の絞り込みを図る。

また、実質公債費比率が特別会計も対象となることから、使用料や手数料の見直しも今後検討していく。

全体的に歳出の削減と収入の確保を重点に調整を図る。国から詳しい情報は入っていないが、公債費負担の軽減対策を19年度から3カ年実施すると聞いている。利率5%よりも利率の高いものについて、繰上償還してもよいとの措置が検討されている。繰上償還するだけの予算も必要となるが、可能な限り対応し、17.6%の実質公債費比率をできるだけ下げよう努力する。

委員会としては、国・県の行財政運営が厳しい中、行政改革実施計画の中長期的な見直しに立った健全な財政運営の項目の今後の計画で、実質公債費比率17.0%以下を目標として財政運営を行いますと明記されているが、行政側の説明及び参考資料においても、到底17%以下に抑えることは不可能である。1つの基準としては18%以下の財政運営に修正する必要がある。今後、国の地方交付税等の減額、歳入に対する減額等を考えた場合、実質公債費比率は上回っていくものと考えられる。よって、中長期的な財政の見直しについては、より厳しい視点で長期計画を策定すべきであると考えます。

また、新たに国による財政の健全化という基準が発生してくるが、国が示す基準が明確でないことから、答弁側も明確な説明ができていない。5月18日以降の動きとなるので、所管委員会の中で実質の内容については継続的に審議をする必要があります。押しなべて言うなら、財政状況がますます厳しくなっていくことから、今後、行財政運営については、さらに厳しく長期的展望をもって策定すべきだということを集約としております。

(3) 職員の定員適正化計画について

行政改革の中でも最大の争点となっている定数の適正化計画について、行政は平成27年度までの削減計画を示し、退職者に対する新規採用者を2分の1の対応のところを3分の1に減員し、対応していくこととした。

厳しく見直すという方針だが、平成27年度の目標数が100人になっていないことに論議が集中。合併前に行政が一般市民に、合併したら10年で100人減らすという方針案を示した。議会では10年ではなく、もっと早くやるべきだと議論をしてきた経緯もある。合併前に広く市民に約束してきたことである。27年度の市の人口に対して100人に満たないような削減計画では、行革の体をなさない。

より厳しい対応を求めるものであるとする委員会側に対し、行政側は、新市建設計画の財政計画の中で、人件費の考え方として今後10年間で100名の削減を見込んで計算はしているが、平成16年5月の合併協定書では、3市の一般職の職員はすべて新市の職員として引き継ぎ、職員数は合併10年を目途に、類似する団体の職員規模にするという協定内容であった。類似する団体の規模というものが、おおよそ580人であるということである。

前段の100人を削減する元の数字が、何人であるかということが明確ではない。あくまでも

16年5月の時点で684人いたわけであるので、それに比べると577という数字はおおよそ100人はカバーしているのご理解を願いたい。

今後さらに人口が減少し、ますます厳しくなっていくことが予想され、より一層の定員管理に努めていかなければならない。今後数年あるが、委員会側が指摘する100人減の562人にするという約束は難しいと思っている。現実には18年度の職員数が648人になっているが、消防職員、企業職員は人口が減少しても需要の戸数が減ってくるわけではないので、減らせない職員を引くと490人という数字が出てくる。

今後の行政需要、新たな事業に対応するという事も考慮し、一般職から相当の減員を図らねばならないのが現実である。委員会の提案については努力はするが、現在の事務の内容、新しい事業への取り組みなど社会的な行政需要というものも勘案し、100人以上減らすという目的で努力をしていきたいと考えているとの見解を示した。

委員会はこれらの答弁に対し、実質目標として100人の減は可能かどうかという観点に立って、さらに努力、軽減措置を図るべきである。また、10年後の大幅な人口減少、財政状況の逼迫が予想される中、5万人規模での職員削減計画では計算が合わない。一概に類似都市との比較は、地形的、面積的要因、雇用の場の確保をも加味すれば矛盾が生じ、適当とは言えない。適材適所、必要最小限で行政サービスを堅持できる職員数を早期に把握し、その上で糸魚川市の財政状況を踏まえ、行政執行上必要な適正数を算出するべきである。

事務の電算化など、これまでかけてきた経費、設備の有効利用を促進し、臨時職員も含めた中で行政経費における人件費の削減を求めるものである。

(4) 指定管理者制度について

指定管理者制度については、国の法制度によって緊急対応したものであり、見直し期間の1年が経過し、運用段階において不都合な点、資金不足な点、高過ぎる点、さまざまな問題が生じることが懸念されている。これらについては、今後、所管の常任委員会等でも十分追跡調査をする中で、適時チェックをしていってほしい。

その他、指定管理者制度の候補に上がりながら、指定管理者になっていない施設や組織もあるが、今後の課題となる。ほかにも多種多様、多岐にわたって論議が交わされておりますが、中間報告での資料、報告に加えて今回の議事録を報告資料として提出することをもって結審とさせていただきます。

結審に当たって。

糸魚川市は行政改革の大きな柱である広域合併をなし遂げたわけでありませんが、新市を取り巻く現状はさらに厳しさを増しており、合併時の予想をはるかに超える人口減少、少子高齢化の加速度的進展、国県の地方自治体への交付税、補助金の削減、実質公債費比率や財政健全化基準など不安定要素が多く、同規模、類似都市においても厳しい行政改革を推進している自治体も多くあります。まさに自治体の存亡をかけた、行政改革が臨まれるものであります。

合併時の調整項目など、内外に多くの問題を抱えながらの舵取りは苦難が予想されますが、より積極的な行政改革の推進を要望いたしまして終わります。

以上です。

訂正をお願いいたします。協働によるごみ減量対策の推進、有価集団回収交付金について、奨励

金の交付金の金額として、18年度の決算で「308万6,590円」と言うべきところを、「300万6,590円」と言い間違ったそうでありますので、おわびして訂正をお願いいたします。

以上で終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については委員長報告のとおり了承し、行政改革調査推進特別委員会を結審することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承し、結審することに決しました。

日程第6．議案第59号から同第61号まで

+

議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第59号から同第61号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案理由の説明とあわせ、当面する問題について市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成19年第2回市議会臨時会の招集に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用なところご参集いただきまして厚くお礼申し上げます。本日は条例改正等の専決処分7件を提案いたしており、議案内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、この機会に3月定例会以降の主要事項3点につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、一般国道8号系魚川東バイパスの一部供用開始の公表についてご報告申し上げます。

早期供用を切望いたしておりました国道8号系魚川東バイパスの一部区間が、平成21年度に供用されることになり、去る5月10日、国土交通省高田河川国道事務所から正式に発表されました。

今回発表されました区間は、間脇から押上に至る東バイパスの総延長6.9キロメートルのうち、梶屋敷から大和川の2級河川前川付近までの約1.8キロメートルの区間であり、4車線のうち暫定2車線であります。

東バイパスは平成元年度に事業化され、平成4年度から用地買収が始まり、平成10年度から一部工事着手いたしました。長い年月が経過いたしておりますことから、国土交通省といたしましては早く投資効果を出すために梶屋敷大和川間について、集中的に事業展開に至ったところであります。

また、都市計画道路中央大通り線のうち、県が整備をいたしております厚田大和川間の残区間も東バイパスに合わせて供用される予定であり、これにより東バイパスから中央大通り線を経由して、糸魚川の駅南市街地方面への交通アクセスが図られることから、国道8号の渋滞が緩和されるものと期待をいたしているところであります。

市といたしましても、東バイパス、中央大通り線、北陸新幹線、前川改修等の工事が輻輳しておる大和川地区での事業整理を行い、スムーズに進捗が図れますよう全力を挙げるとともに、全区間の開通に向け、引き続き強く県・国に要望してまいります。

次に、2点目といたしまして、ミニSL「くろひめ号」の江戸東京博物館での展示について、ご報告申し上げます。

「くろひめ号」は、当時の東洋活性白土株式会社から市が譲渡を受け、昭和62年から糸魚川小学校の校庭に展示をいたしておりますが、このたび東京都両国にあります江戸東京博物館から、同館で開催されます大鉄道博覧会に展示をするため、一時貸し出しの要請を受けたところであります。

大鉄道博覧会の開催期間は、本年7月10日から9月9日までとなっております。この中で昭和31年製造の「くろひめ号」は、実用機関車としては日本で最後につくられた記念碑的SLとして紹介される計画となっております。「くろひめ号」を江戸東京博物館で展示していただくことにより、糸魚川をPRするよい機会となりますことから、貸し出しに応ずることといたしました。

また、東京で展示終了後の有効活用についても検討していきたいと考えております。

最後に、さんさん子育てサポート事業と縁結びハッピーコーディネート事業の取り組み状況についてご報告申し上げます。

これらの事業は、若手職員による人口減少対策検討チームの提案をもとに、今年度から取り組むものであります。

さんさん子育てサポート事業については、事業に協賛をいただきます企業、店舗の募集を5月10日から開始をし、市職員約160名がボランティアで企業、店舗等にお伺いし、協賛をお願いをいたしております。割引等のサービスを受けるためのさんさん子育てカードの交付につきましては、6月の広報紙でお知らせをし、6月下旬からカードの交付、7月1日からカードを利用開始できる予定であります。

また、縁結びハッピーコーディネート事業については、未婚の男女の縁結びを支援をいたします縁結びコーディネーターの募集を5月10日から始めております。さらに未婚の男女の出会いの場を創出をするイベント開催に対する補助事業の受け付けを、6月1日から開始いたす予定といたしております。

以上、当面する主要事項につきましてご報告申し上げますが、議会並びに議員の皆様方から特

段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、招集のごあいさつとさせていただきます。

引き続きまして、提案をいたしております議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第59号は、市税条例の一部改正の専決処分の報告、議案第60号は、都市計画税条例の一部改正の専決処分の報告、議案第61号は、国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告でありまして、いずれも平成19年度税制改正に伴う地方税法の一部改正等によるものであります。

議案第59号の市税条例の一部改正の主な改正点は、住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置が創設されたことによる改正、及び上場株式等を譲渡した場合の株式等にかかる市民税の課税の特例の期間が延長されたことに伴う改正であります。

議案第60号の都市計画税条例の一部改正の改正点は、地方税法が一部改正されたことによる項ずれに伴う改正であります。

議案第61号の国民健康保険税条例の一部改正の改正点は、医療分の基礎課税額にかかる課税限度額の引き上げに伴う改正であります。

詳細につきましては、この後の所管の部課長の説明でさせていただきますので、以上であります。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

金平市民課長。〔市民課長 金平美鈴君登壇〕

市民課長（金平美鈴君）

議案第59号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例、議案第60号、糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例、及び議案第61号、糸魚川市国民健康保険税条例についての専決処分につきまして、ご説明申し上げます。

これらの専決処分につきましては、地方税法等関係する一連の改正に伴うものでございまして、主な改正点は3点でございます。1点目は、新たに条項が加えられたもの。2点目は、適用条項の項ずれ、表現の訂正でございます。3点目は、所得税並びの改正でございます。

まず、市税条例の一部改正から主なものについて、ご説明申し上げます。

3ページの第12条第1項及び3項につきましては、市民税の納税義務者等の規定でございまして、信託法の改正に伴いまして、地方税法における所要の規定が整備されたことに伴う改正、及び表現の統一のための改正でございます。

第19条第2項につきましては、前の条項で法人税法の法律番号が記載されたことに伴い、この条項から同番号を削除するものでございます。

第82条につきましては、たばこ税の税率で、市町村たばこ税の特例税率が本則化されたことに伴う改正でございます。

第117条第5項は、特別土地保有税の納税義務者等で、地方税法施行令の改正に伴い項ずれが生じたことによる改正でございます。

附則第10条の2第3項及び第4項は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告で、こちらも地方税法施行令の改正に伴う項ずれによる改正でございます。

同条第5項につきましては、住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置が創設されたことに伴うものでございます。65歳以上の方や障害者などが、既存住宅について一定の改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税を100平方メートルまでを限度といたしまして、3分の1を減額する特例の措置でございます。

附則第11条の3につきましては、鉄軌道用地にかかる固定資産税の評価の見直しにより、当該特例措置が地方税法に規定されたことに伴うものでございます。

附則第16条の2につきましては、市町村たばこ税の特例税率の本則化に伴いまして、第1項を附則から削除するもので、それに伴う第2項中の不用な文言を削除いたしまして、第2項、第3項をそれぞれ1項ずつ繰り上げる改正でございます。

附則第17条の2第3項につきましては、租税特別措置法に規定されている特定の居住用財産の長期譲渡所得の課税の特例規定が一本化されたこと等に伴う改正でございます。

附則第19条の2第1項につきましては、証券取引法が金融商品取引法に改題されたことによるものでございます。

附則第19条の2の2につきましては、上場株式等を譲渡した場合の株式等にかかる市民税の課税の特例で、譲渡所得、配当所得にかかる軽減措置が1年間延長されたことに伴うものでございます。

附則第19条の2の5第7項につきましては、特定中小会社が発行した株式にかかる譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例で、株式譲渡益を2分の1に圧縮し課税するなどの特例の適用期限が2年延長されたことに伴うものでございます。

附則第19条の5第3項につきましては、条約適用リスト及び条約適用配当等にかかる個人の市民税の課税の特例で、1年間延長されるものでございます。

附則第19条の6につきましては、租税条約の規定に基づき居住者が条約相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、その保険料の一定の金額を限度といたしまして、その年の総所得金額等から控除する改正がされたことに伴うものでございます。

附則の第1条は、施行期日、第2条は、市民税の経過措置、第3条は、固定資産税の経過措置を定めたものでございます。

次に、糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第1条による改正の第2条第2項につきましては、納税義務者等の規定で課税標準となるべき価格の特例の法附則の項ずれに伴う改正でございます。

5行目からの附則第14項の改正につきましても、農地に対して課する都市計画税の特例で、こちらも法附則の項ずれに伴う改正でございます。

改正条例の第2条及び附則第14項の改正につきましては、本年10月1日から日本郵政公社が民営化に移行することに伴いまして、法改正による項ずれによる改正でございます。

改正条例の附則の1につきましては、施行期日を定めたものでございます。2の規定につきましては、経過措置をそれぞれ定めたものでございます。

引き続き、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

第3条第2項及び第11条につきましては、地方税法の改正に伴いまして、医療分の基礎課税額にかかる課税限度額が、53万円から56万円に引き上げられたことに伴うものでございます。

附則の1につきましては、施行期日、2につきましては、適用区分をそれぞれ定めたものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

議案第61号、専決処分の承認を求めることについてであります。国保税の課税限度額を引き上げるという内容であります。

厚生労働省の試算では、現行のまま推移すると限度額超過世帯割合が5.4%となり、目安としている全世帯の5%を下回るためには、3万円の引き上げが必要とのことであります。けれどもここには公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止により、収入が変わらないのに所得額がふえるという、そういう影響があるわけでありまして。今年度は激変緩和措置の2年目となり、2006年度同様、前年と収入が同じでも国保税が引き上げられるということが出てまいります。

国保税を全般的に見れば、負担能力を越えているような状況が少なからずあり、さまざまな弊害をもたらしているのはご承知のとおりであります。これらの状況を勘案すれば、課税限度額の引き上げは、今後ますます市民負担の増につながっていくと考えますので、本案には反対であります。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第60号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第61号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

+

+

日程第7．議案第62号から同第65号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第62号から同第65号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第62号から議案第65号までは、平成18年度の一般会計補正予算及び特別会計補正予算の専決処分の報告でありまして、決算に向けて予算の整理をいたしたいものでございます。

議案第62号の一般会計の補正予算では、歳入歳出それぞれ342万円を追加をし、総額を293億5,590万円といたしております。

議案第63号の介護保険事業特別会計の補正予算では、歳入歳出それぞれ3,007万円を追加

をし、総額を42億8,391万円といたしております。

議案第64号の公共下水道事業特別会計の補正予算では、歳入歳出それぞれ402万円を減額をし、総額を34億3,988万円といたしております。

議案第65号の集落排水・浄化槽事業特別会計の補正予算では、財源の変更をいたしております。詳細につきましては、この後、所管の部・課長に説明をいたさせます。

以上であります。ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

総務企画部次長企画財政課長（織田義夫君）

議案第62号、平成18年度一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてご説明申し上げます。

今回の補正は、年度末の3月30日付で整理補正したものでして、事業費の確定に伴い歳出予算の増額が必要なもの、もしくは国・県補助金や起債、基金等に変更が生じ、財源の整理補正が必要なもの、また、各特別会計への繰出金の増減等によりまして、そういうものに限定をして編成したものであります。

それでは歳入歳出とも事項別明細書により、主要な事項のみ説明を申し上げます。

歳出の16ページ、17ページをごらん願います。

まず、歳出の2款、総務費、1項3目の財産管理費、基金積立金で348万1,000円の補正増ですけれども、福祉基金積立金につきましては、福祉に対する寄附金の実績による増額であります。基金利息積立金につきましては、定期預金金利上昇によりまして基金繰替運用分の利息の増であります。

めくってもらいまして18ページ、19ページ、上段になりますけれども、6款、農林水産業費の1項6目の農村総合整備事業費、県営中山間地域総合整備事業、西海地区の926万5,000円ですけれども、これにつきましては、事業費確定に伴います県負担金の増額であります。

めくってもらいまして20ページ、中段の10款、教育費、2項、その次の3目、学校建設費、田沢小学校整備事業680万円の減ですけれども、工事監理業務委託料の減ですけれども、これは3月定例会で初日補正をしまして繰越明許したものですけれども、工事施工監理につきまして、職員が直営で行うということによる減額であります。

また、左の財源内訳をごらん願いますけれども、国庫負担金、補助金の増額に伴いまして、財源変更も計上しております。

以上で、歳出の主なものであります。

続きまして、歳入の方ですけれども、12ページ、13ページをごらん願います。

12ページ、13ページ、歳入の14款、国庫支出金の1項、国庫負担金、それから2項の国庫補助金、公立学校施設整備費の負担金と補助金ですけれども、いずれにつきましても田沢小学校建設に対する補助金等の増額であります。

15款、県支出金、2項7目の災害復旧費補助金、現年林道施設災害復旧事業補助金ですけれども、林道橋立上路線の関係ですけれども、県の補助金につきまして平成18年度一括交付という当初予定

から、平成18、19の分割交付となったことによる18年度分の減額であります。

16款の財産収入と17款の寄附金につきましては、歳出で説明を申し上げたとおりであります。

19款、繰入金、1項1目の基金繰入金ですけれども、学校整備基金繰入金ということで、田沢小学校の財源変更に伴う減額であります。

21款、市債、内容につきましては、14ページ、15ページをごらん願います。起債につきましては、それぞれ年度末の最終調整によるものであります。

2目の土木費のうち都市計画街路整備事業費につきましては、糸魚川駅南線に充当するものであります。

4目の教育債ですけれども、学校施設整備事業債につきましては、田沢小学校の財源変更に伴う減額であります。

以上が、歳入の主なものであります。

なお、そのほかに7ページの第2表で繰越明許費、それから8ページの第3表で地方債を、それぞれ表のとおり補正をしております。

説明は以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

それでは続きまして、議案第63号、平成18年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、主な点をご説明をいたします。

事項別明細書の10ページをお開きをいただきたいと思っております。

今回の補正につきましては、国庫支出金の増額によって生じた補正対応が主なものでありますことから、歳入からご説明をさせていただきます。

10ページ、歳入につきましては、1号被保険者保険料の追加と、事業が確定しましたことにより、国からの調整交付金が追加となったものを計上いたしております。

歳入の主なものは以上でございます。

次に、12ページをお開きをいただきたいと思っております。

歳出でございますが、12ページ、13ページの2款につきましては、すべて一般財源から国庫支出金への財源変更であります。

14ページをおめくりをいただきたいと思っております。

14ページ、15ページでございますが、時間外勤務手当の追加と、歳入でご説明をいたしました保険料と調整交付金の追加分を、介護給付費準備基金積立金として計上したものであります。

以上で、説明を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

細井ガス水道局長。〔ガス水道局長 細井建治君登壇〕

ガス水道局長（細井建治君）

議案第64号、平成18年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に

つきまして、ご説明申し上げます。

12ページ、13ページの歳出からご説明をさせていただきます。

1款、公共下水道事業では283万5,000円を増額し、15億4,596万円といたすもので、1項1目、総務費において、総務費職員人件費の増額を行い、補助対象事業費の減額に伴う事務費給料分の減額を補うための補正を行うものでございます。

4項1目、処理場建設費の減額は、補助対象事業費の確定によるものでございます。

2款、公債費では685万2,000円を減額いたしまして、18億9,292万4,000円といたすもので、1項2目、利子で、償還利子の確定を行うものでございます。

続きまして、10、11ページをお願いいたします。

4款、繰入金では401万7,000円を減額し、16億1,563万5,000円といたすもので、1項1目、他会計繰入金で、事業費の変更に伴う一般会計繰入金の調整をさせていただくものでございます。

以上で、議案第64号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第65号、平成18年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につきまして、ご説明申し上げます。

10、11ページの歳入についてご説明申し上げます。

3款、国庫支出金では8万5,000円を増額し、2,961万1,000円といたすもので、1項2目、農業集落排水事業補助金におきまして、事業費の変更に伴う財源変更を行うものでございます。

6款、繰入金では98万5,000円を減額し、1億5,933万2,000円といたすもので、1項1目、農業集落排水事業繰入金で、事業費の変更に伴う財源変更を行うものでございます。

9款、市債では90万円を増額し、4,810万円といたすもので、1項1目、農業集落排水事業債において、起債充当率の変更に伴う財源変更を行うものでございます。

なお、12、13ページの歳出につきましては、歳入の部でもご説明申し上げたとおり、2款、農業集落排水事業におきまして、財源変更のみを行っております。

以上で、議案第65号の説明を終わります。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(松尾徹郎君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(松尾徹郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案につきましては会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(松尾徹郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第63号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第64号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第65号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することと決しました。

ここで11時40分まで休憩といたします。

午前11時28分 休憩

午前11時40分 開議

副議長（山田 悟君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議長、松尾徹郎議員から、議長の辞職願が提出されています。

おはかりいたします。

議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第1とし日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

副議長（山田 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第1とし日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1．議長の辞職許可について

副議長（山田 悟君）

追加日程第1、議長の辞職許可について議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松尾徹郎議員の退席を求めます。

〔10番 松尾徹郎君退席〕

副議長（山田 悟君）

職員に辞職願を朗読いたさせます。

議会事務局長。

事務局長（齊藤隆嗣君）

辞職願を朗読いたします。

平成19年5月18日付、糸魚川市議会議長、松尾徹郎議員から、糸魚川市議会副議長、山田悟議員宛。

今般、一身上の都合により議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

副議長（山田 悟君）

ただいま朗読のとおりであります。

おはかりいたします。

松尾徹郎議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

副議長（山田 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、松尾徹郎議員の議長の辞職について、これを許可することに決しました。

松尾徹郎議員の退席を解きます。

〔10番 松尾徹郎君着席〕

副議長（山田 悟君）

ただいま松尾徹郎議員の議長の辞職については、これを許可することに決しました。

松尾徹郎議員から発言を求められていますので、この際これを許します。

松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

副議長（山田 悟君）

松尾議員。〔10番 松尾徹郎君登壇〕

10番（松尾徹郎君）

ただいま議長より発言の機会を与您にいただきましたので、退任に当たり一言お礼を兼ねまして、ごあいさつを申し上げます。

平成17年3月19日、新糸魚川市が発足して以来、丸2年が経過いたしました。新しい議会がスタートして以来、議長職につくとは思ってもよらず、また当初は、1市2町それぞれの会議規則、議会の運営方法、慣例等の違いにより戸惑うことも多々ございましたが、議員各位の温かい眼差しとご指導、ご協力の中、本日、退任させていただくことができました。

この間、多くの貴重な体験と、改めて勉強させていただく機会を与您にいただきましたことに対して、心より感謝申し上げます。これもひとえに議員各位はもちろんのこと、陰で支えていただきました山田副議長をはじめ事務局職員一同のおかげとっております。大変お世話になりました。厚く御礼申し上げます。

退任後は一議員として初心に戻り、皆様とともに新市発展のため努力してまいります。よろしくお願いたします。

終わりに、市長をはじめ職員の皆様に、改めまして感謝申し上げますとともに、今後も変わらぬご厚誼とご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げ、まことに簡単ではございますが、退任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

副議長（山田 悟君）

引き続き、おはかりいたします。

ただいま議長が欠員となりましたので、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2とし日程の順序を変更して、直ちに議長の選挙を行うことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長選挙を日程に追加し日程の順序を変更して、直ちに議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第2．議長選挙

副議長（山田 悟君）

追加日程第2、議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

副議長（山田 悟君）

ただいまの出席議員数は29人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

副議長（山田 悟君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

副議長（山田 悟君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

副議長（山田 悟君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名でお願いします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

事務局長（齊藤隆嗣君）

それではお名前を申し上げます。

1番、甲村 聡議員、2番、保坂 悟議員、3番、笠原幸江議員、4番、渡辺重雄議員、5番、中村 実議員、7番、平野久樹議員、8番、田原 実議員、9番、五十嵐哲夫議員、10番、松尾徹郎議員、11番、保坂良一議員、12番、高澤 公議員、13番、倉又 稔議員、14番、久保田長門議員、15番、大滝 豊議員、16番、齊藤伸一議員、17番、伊藤文博議員、18番、伊井澤一郎議員、19番、鈴木勢子議員、20番、猪又好郎議員、21番、古畑浩一議員、22番、五十嵐健一郎議員、23番、山田 悟議員、24番、池亀宇太郎議員、25番、大矢 弘議員、26番、畑野久一議員、27番、野本信行議員、28番、関原一郎議員、29番、新保峰孝議員、30番、松田 昇議員。

以上でございます。

〔投票〕

副議長（山田 悟君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

副議長（山田 悟君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（山田 悟君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番、田原 実議員、9番、五十嵐哲夫議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

〔8番、田原 実議員、9番、五十嵐哲夫議員 立ち会い〕

副議長（山田 悟君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数29票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票25票、無効投票4票、うち白票4票。

有効投票中、五十嵐健一郎議員24票、新保峰孝議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、五十嵐健一郎議員が議長に当選されました。

〔拍手〕

副議長（山田 悟君）

ただいま議長に当選されました五十嵐健一郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

五十嵐健一郎議員から発言を求められておりますので、この際、発言を許します。

五十嵐健一郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

副議長（山田 悟君）

五十嵐議員。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

議長（五十嵐健一郎君）

一言ごあいさつさせていただきます。

今ほどの当選につきましては、浅学非才、若輩の身である私自身にとりまして限りない光栄と存じますとともに、その責任の重さをひしひしと感じている次第でございます。

議会を円滑に運営し遂行していくには、議員各位のご支援とご協力が不可欠であります。今年度、新糸魚川市総合計画や糸魚川地域振興プランの初年度として、この2年間は一番重要かつ大切であります。

旧市町議会の先輩方の歴史、伝統と、合併して新糸魚川市の2年間で踏まえ、行政と議会が車の両輪のごとく進めるには、議会としての機能を発揮するために、重要、共通課題の定期的な勉強会の開催等、市民に信頼される議会、糸魚川市の発展、市民の幸せに努めなければなりません。

一意専心で最大の努力をし、重ねて議員各位、さらに市長をはじめ理事者、部・局・所・課長、職員の皆様のご支援、ご協力、ご指導、ご鞭撻とご健康をお願いし、粗辞ではありますが、議長就任のあいさつといたします。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

〔拍手〕

副議長（山田 悟君）

それでは昼食時限のため暫時休憩いたします。

再開を1時といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま副議長、山田 悟議員から副議長の辞職願が提出されています。

おはかりいたします。

副議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長、山田 悟議員の副議長の辞職許可についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第3．副議長の辞職許可について

+

議長（五十嵐健一郎君）

追加日程第3、副議長の辞職許可について議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山田 悟議員の退席を求めます。

〔23番 山田 悟君退席〕

議長（五十嵐健一郎君）

職員に辞職願を朗読いたさせます。

議会事務局長。

事務局長（斉藤隆嗣君）

辞職願を朗読いたします。

平成19年5月18日付、糸魚川市議会副議長、山田 悟議員から、糸魚川市議会議長、五十嵐健一郎議員宛。

今般、一身上の都合により副議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。

以上のおりでございます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいま朗読のとおりであります。

おはかりいたします。

山田 悟議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、山田 悟議員の副議長の辞職については、これを許可することに決しました。

山田 悟議員の退席を解きます。

〔 2 3 番 山田 悟君着席 〕

議長（五十嵐健一郎君）

ただいま山田 悟議員の副議長の辞職については、これを許可することに決しました。

山田 悟議員から発言を求められていますので、この際これを許します。

山田 悟議員。

〔 「議長」と呼ぶものあり 〕

議長（五十嵐健一郎君）

山田議員。〔 2 3 番 山田 悟君登壇 〕

2 3 番（山田 悟君）

一言御礼申し上げます。

このたび一身上の都合によりまして、副議長の職を辞任いたしたいと思えます。

思えば合併直後の2年間、大変な時期でございました。その間、議会運営におきまして、議員各位から温かいご支援とご協力を賜りました。大変ありがとうございました。また、議長に対し十分な補佐ができなかったことが、心残りでございます。

これからも市民の声を行政に、ここに住んでよかったという思いと、活力、特色あるまちづくりと市政発展のために尽くす所存でございます。今後とも、皆様方の温かいご指導とご鞭撻を賜りますれば幸いに思えます。

まことに簡単でございますが、辞任のあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

〔 拍 手 〕

議長（五十嵐健一郎君）

引き続き、おはかりいたします。

ただいま副議長が欠員となりましたので副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更して、直ちに副議長の選挙を行うことにいたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶものあり 〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長選挙を日程に追加し日程の順序を変更して、直ちに副議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第4．副議長選挙

議長（五十嵐健一郎君）

追加日程第4、副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの出席議員数は29人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

議長（五十嵐健一郎君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（五十嵐健一郎君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名でお願いします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

事務局長（齊藤隆嗣君）

それではお名前を申し上げます。

1番、甲村 聡議員、2番、保坂 悟議員、3番、笠原幸江議員、4番、渡辺重雄議員、5番、中村 実議員、7番、平野久樹議員、8番、田原 実議員、9番、五十嵐哲夫議員、10番、松尾徹郎議員、11番、保坂良一議員、12番、高澤 公議員、13番、倉又 稔議員、14番、久保田長門議員、15番、大滝 豊議員、16番、齊藤伸一議員、17番、伊藤文博議員、18番、伊井澤一郎議員、19番、鈴木勢子議員、20番、猪又好郎議員、21番、古畑浩一議員、23番、山田 悟議員、24番、池亀宇太郎議員、25番、大矢 弘議員、26番、畑野久一議員、27番、野本信行議員、28番、関原一郎議員、29番、新保峰孝議員、30番、松田 昇議員、22番、五十嵐健一郎議員。

以上でございます。

〔投票〕

議長（五十嵐健一郎君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（五十嵐健一郎君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、甲村 聡議員、2番、保坂 悟議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

〔1番、甲村 聡議員、2番、保坂 悟議員 立ち会い〕

議長（五十嵐健一郎君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数29票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票28票、無効投票1票、うち白票1票。

有効投票中、大矢 弘議員27票、新保峰孝議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、大矢 弘議員が副議長に当選されました。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいま副議長に当選されました大矢 弘議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

大矢 弘議員から発言を求められておりますので、この際、発言を許します。

大矢 弘議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

大矢議員。〔25番 大矢 弘君登壇〕

副議長（大矢 弘君）

ご指名をいただきました大矢 弘でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

今ほどは多数の議員各位のご賛同を受けまして、まことにありがとうございます。非常に光栄に存すると同時に、責任の重さを痛感しております。

平成17年3月19日に1市2町が合併し、新糸魚川市となりまして3年目に入りました。翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまちづくりのため、米田市政を支えることはもちろん、市民の負託に応えるべく議会の活性化、活力に向かって進むとともに、市・議会共通の問題であります市政の発展と、市民福祉の向上に向かって進まなければいけないと思っております。

経験不足な私でございますが、誠心誠意、与えられた期間の間、精いっぱい務めさせていただく覚悟でございます。

今後とも皆様のご支援、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げ、簡単ではございますが、ごあいさつにさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

日程第8．常任委員会委員の選任について

議長（五十嵐健一郎君）

引き続き、日程第 8、常任委員会委員の選任を行います。

おはかりいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長においてそれぞれ指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員をして氏名を朗読いたさせます。

議会事務局長。

事務局長（齊藤隆嗣君）

それではお名前を申し上げます。

総務財政常任委員 笠原幸江議員、渡辺重雄議員、平野久樹議員、松尾徹郎議員、倉又 稔議員、大滝 豊議員、伊井澤一郎議員、古畑浩一議員、五十嵐健一郎議員、新保峰孝議員。以上、10名でございます。

建設産業常任委員 中村 実議員、五十嵐哲夫議員、保坂良一議員、猪又好郎議員、山田 悟議員、大矢 弘議員、畑野久一議員、野本信行議員、関原一郎議員。以上、9名でございます。

文教民生常任委員 甲村 聡議員、保坂 悟議員、田原 実議員、高澤 公議員、久保田長門議員、齊藤伸一議員、伊藤文博議員、鈴木勢子議員、池亀宇太郎議員、松田 昇議員。以上、10名でございます。

以上のとおりでございます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいま朗読いたしました議員を、それぞれの常任委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 2 分 休憩

午後 1 時 3 6 分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、各常任委員会が開かれ、正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

事務局職員をして氏名を朗読いたさせます。

議会事務局長。

事務局長（齊藤隆嗣君）

それでは正副委員長互選の結果について申し上げます。

総務財政常任委員会委員長には、倉又 稔議員、同副委員長には、伊井澤一郎議員。

建設産業常任委員会委員長には、保坂良一議員、同副委員長には、中村 実議員。

文教民生常任委員会委員長には、齊藤伸一議員、同副委員長には、松田 昇議員。

以上のとおりでございます。

日程第 9 . 発議第 4 号

議長（五十嵐健一郎君）

日程第 9、発議第 4 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大矢 弘議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

大矢議員。〔 2 5 番 大矢 弘君登壇 〕

2 5 番（大矢 弘君）

発議第 4 号、提案理由の説明を申し上げます。

発議第 4 号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

会派所属議員の数に変動がありましたことから、円滑な議会の運営を期するため第 4 条第 2 項の議会運営委員会の定数を、1 0 人から 1 1 人に改めたいものであります。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、説明のとおりでありますので、議員各位におかれましてはご趣旨をご理解いただきまして、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、説明を終わります。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

2 9 番（新保峰孝君）

円滑な議会運営を期すためということではありますが、本市議会は議長も含め 2 9 名の議員で構成されております。一人会派の 4 人を除いての円滑な議会運営というのはどういうものか、お聞かせ願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

大矢議員。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番(大矢 弘君)

ご説明申し上げます。

現在の議会運営委員会の委員が選任された後、会派所属議員の数に変動がありました。会派制をとっている当議会において、議会運営委員は会派所属議員に比例して委員が選出されることとなりますから、この取り扱いについて協議いたしました。

現在の会派構成を見ると、2人会派が1つ、3人会派が1つ、4人会派が2つ、5人会派が1つ、7人会派が1つとなっています。

現在の定数10に合わせる委員数の会派比例配分が困難なこと、所属議員数の同じ会派間に委員の数の差をつけることができないこと、議会運営委員会に課せられている役目等を考慮し、2人会派から1名を認めるということを基本とすることなどを確認し、委員の定数を11とすることで委員会の意見の一致をみたものであります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

29番(新保峰孝君)

議員が当初より1人減っていることを考えれば、現行の10人でいくべきではないかと思いますが、この点はどうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(五十嵐健一郎君)

大矢議員。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番(大矢 弘君)

先ほど申し上げました2年前の会派数より数がふえておるということで、この比例配分でいかなないと、今説明申し上げたようなことで円滑な議会運営ができないという判断で、このように決定いたしました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

29番(新保峰孝君)

1人会派の4人を除いた中で、さらに議員の30人が1人減って29人になっているという状況の中で、2人以上の会派の中の所属議員数の変動があったから、それでもって1人ふやすんだというのは、議会運営を円滑に期すためということ、本来の立場からといいますか、本当の原点から考えれば、あまりにも**場当たりの**対応でないかというふうに私は思うんですよ。現行の10人であってもできるような別な方法を、考えるべきではないかというふうに私は思いますが、いま一度お答え願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(五十嵐健一郎君)

大矢議員。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番(大矢 弘君)

何回も申し上げますが、2人会派から1名を認めるということを基本とすることなどを確認したため、このような定数になったということでもあります。

以上です。

議長(五十嵐健一郎君)

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長、議事進行」と呼ぶものあり〕

議長(五十嵐健一郎君)

古畑議員。

21番(古畑浩一君)

ただいまの新保議員の質問の中で、大矢委員長がちゃんとした論拠と過去の経緯、それから比例配分による数字を示して、そして説明しているにもかかわらず、**場当たりの**対応で決めたということをおっしゃっています。これは私も議会運営委員会の委員として論議に加わってきておりますから、**場当たりの**発言とか、**場当たりの**決定ということについては、これは議会運営委員会をばかにしておるんじゃないですか。侮辱的発言ですよ、これは。これどういうふうにしますか、私は断固たる抗議をいたしますし、これは削除を要求いたします。言うに事欠いて、**場当たりの**発言なんてあったもんじゃないわ。

議長(五十嵐健一郎君)

暫時休憩します。

+

+

午後1時44分 休憩

午後2時00分 開議

議長(五十嵐健一郎君)

休憩を解き会議を再開いたします。

古畑議員より議事進行の発言がありまして、それに関連いたしまして新保議員より発言を求められております。それを許します。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。

29番(新保峰孝君)

先ほどの私の質疑の中で、**場当たりの**対応でないかということがあったんですが、あまり適切な言葉でないというふうに思いますので、その部分を削除願いたい。10人で何とかおさめられなかったのかという、そういうつもりで言ったのでありますが、表現が少し適切な表現でなかったかと思っておりますので、よろしく願います。

議長(五十嵐健一郎君)

今ほど新保議員の削除の件につきまして、これを議事録から削除することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認め、そのように決しました。

議長（五十嵐健一郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

鈴木勢子議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

鈴木議員。〔19番 鈴木勢子君登壇〕

19番（鈴木勢子君）

19番、鈴木です。

発議第4号、委員会条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論いたします。

議会運営委員会は、円滑な議会の運営を期すため議会運営の万般について協議し、意見調整を図る場として設置され、強い調整機能を有すると地方運営議会辞典にも記されております。

本市議会における議会運営委員会は、これまで複数会派代表10名で構成されてきましたが、今回の発議提案理由によりますと、議会の円滑な運営を期すため委員の定数を改正するものとされております。これは清新クラブ1名の辞職と、1人会派1名の新生クラブへの移動によることで、議員定数30名の1名欠員の中で、同委員10名から11名にすることに大義があるのでしょうか。

また、1人会派4名を除く複数会派25名だけで、円滑な議会運営を進めるならば、それは市民感覚から大きくかけ離れたものであります。その上、今回の条例改正により議会運営委員1名をふやすことは、行政改革が叫ばれている中で大きく逆行するものであります。

合併後の新市における議会運営は、市民代表による議員の総意で行われることが望ましく、市民が最も期待し、議会に望んでいることではないでしょうか。

以上、私はこの観点から、発議第4号に反対いたします。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第4号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

これより発議第4号の告示手続のため、暫時休憩いたします。

休憩時間は30分を予定していますので、2時40分まで休憩といたします。

午後2時07分 休憩

午後2時40分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第10．議会運営委員会委員の選任について

議長（五十嵐健一郎君）

日程第10、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてそれぞれ指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員をして氏名を朗読いたさせます。

議会事務局長。

事務局長（齊藤隆嗣君）

それではお名前を申し上げます。

議会運営委員会委員に、松尾徹郎議員、保坂良一議員、高澤 公議員、古畑浩一議員、山田 悟議員、池亀宇太郎議員、大矢 弘議員、畑野久一議員、野本信行議員、関原一郎議員、松田 昇議

員。

以上、11名でございます。

議長（五十嵐健一郎君）

ただいま朗読いたしました以上の議員を、議会運営委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後2時57分 開議

議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

委員長に、高澤 公議員、副委員長に、池亀宇太郎議員。

以上であります。

この際、議長の交代に関連し、議席の一部変更を日程に追加し追加日程第5とし、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第5．議席の一部変更について

議長（五十嵐健一郎君）

追加日程第5、議席の一部変更についてを議題といたします。

これより議席の一部変更を行います。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、議長において指名をいたします。

その議席番号及び氏名を職員に朗読をいたさせます。

議会事務局長。

事務局長（齊藤隆嗣君）

それでは変更の議席番号及び議員名を、該当の議員だけ朗読をいたします。

10番、五十嵐健一郎議員、22番、山田 悟議員、23番、池亀宇太郎議員、24番、大矢弘議員、25番、松尾徹郎議員。

以上でございます。

議長（五十嵐健一郎君）

おはかりいたします。

+

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決しました。

なお、移動につきましては、次回の会議からといたします。

次に、市長から委嘱、または任命される各種委員について、それぞれ決定をみておりますのでご報告いたします。

事務局職員をして氏名を朗読いたさせます。

議会事務局長。

事務局長（齊藤隆嗣君）

それではお名前を申し上げます。

都市計画審議会委員に、畑野久一議員、並びに古畑浩一議員。

青少年問題協議会委員に、齊藤伸一議員。

民生委員推薦会委員に、齊藤伸一議員並びに松田 昇議員。

糸魚川市土地開発公社理事に、五十嵐健一郎議長、それから倉又 稔議員。

糸魚川市社会福祉協議会理事に、齊藤伸一議員。

以上のとおりであります。

議長（五十嵐健一郎君）

以上で、本臨時会の全日程が終了いたしました。

これをもちまして、平成19年第2回糸魚川市議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

+

+

午後3時01分 閉会

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

前 議 長

前 副 議 長

議 長

議 員

議 員

+